

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等 (平成24年11月14日 現在)

※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、原町区高倉字常磐、原町区高倉字吹森、原町区高倉字七曲、原町区高倉字松木森、原町区馬場字五山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉岸、原町区大字原田と木田の区域の)、川俣町(木山屋の区域に限る。)、棚塚町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村、飯館村

\*3 福島県庁野町、楢葉町・福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市(郡路町、船引町横道、船引町中山字小塙及び字下馬沢、常葉町塙田、常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原

力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く)。南相馬市・福島市原原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域のうち原町区・高倉町・原町区高倉字吹屋、原町区原町字畜舎、原町区原町字馬場五山台、原町区馬場川根原、原町区原町字畜舎原、原町区原町字畜舎宇登及び原町区大原町並びに市内有林地森林管理署204林班から2081林班まで、2088林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2120林班の区域を除く)。福島市(旧福島市・渡利町・大寺町及び南向町を除く)、旧平田村、旧庭塚村、旧野田村、旧余目村、旧伊豆村、旧中川村、旧中郷村、旧中郷町及び20合の区域のうち20合の区域を除く)。以上は、原町区のうち原町字畜舎原、原町字馬場五山台、原町字畜舎原、原町字畜舎宇登の4つの区域を除く。

村、旧下川町・松川町、旧谷川村及び木原村の区域に限る)、伊達市(月館町館(閣下と腰に限る)及び月館町御代田北、東、西及び新堀町(内に限る)に限る)、旧掛田町(壹山町山野川に限る)、旧柱沢村(保原町所蔵(明知夫田、久保田、田仲内、西郡山、菅原町、河原町、東深瀬及び東木に限る)及び保原町柱田(挟田、平、宮内、前田、稻荷寺、砂子寺及び根岸に限る)に限る)、旧堆本村(梁川町大門寺、清水、清水沢、松平、久保、棚塚、里ヶキ、山口、宝木坂、笠石並び上ヶ台を除く)、梁川町新田及び梁川町細谷に限る)、旧石戸村、旧上保原村、旧壹山村、旧小手村及び富野村(梁川町八幡瀬に限る)の区域に限る)、二本松市(旧洪川村(洪川及び米沢に限る)、旧岳山村、旧塙沢村、旧木幡村、旧田村(岩代町)及び旧太田村(東和町)の区域に限る)、市原市(旧白岩村、旧木沢村(白沢村)及び旧本宮町の区域に限る)、千葉県(旧半田村及び旧合浦村の区域に限る)、郡市郡(旧大木村及び旧小坂村の区域に限る)、都郡市(旧富久山町の区域に限る)、須賀川市(旧西坂村の区域に限る)及び大玉村(旧井坂村の区域に限る)。

\*5 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く)及びト育場への出荷を差し控えるよう要請

※5 当該区域において時刻表示している方にについて、県外への移動(12月節不凍河干のもの除く)。及びこの宿場への出向をさせた在住者のみを調査

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等  
(平成24年11月14日 現在)

青森県		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	青森市、十和田市、階上町
岩手県		出荷制限
野菜類	原木クリタケ(露地栽培)	一関市、奥州市
	原木シタケ(露地栽培)	盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町、住田町、大槌町、山田町
	原木ナメコ	大船渡市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市
	キノコ類(野生のものに限る。)	大船渡市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、奥州市、金ヶ崎町、平泉町
	タケノコ	一関市、奥州市
	こしあぶら	盛岡市、花巻市、釜石市、奥州市、住田町
	ぜんまい	一関市、奥州市、住田町
	せり(野生のものに限る。)	一関市、奥州市
	わらび(野生のものに限る。)	陸前高田市、奥州市
	ソバ	盛岡市(旧洪沢村の区域に限る。)、一関市(旧大原町の区域に限る。)
水産物	クロダイ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	スズキ	
	マダラ	
	イワナ(養殖を除く。)	磐井川(支流を含む。)及び砂鉄川(支流を含む。)
	ウグイ	気仙川(支流を含む。)、岩手県内の大川(支流を含む。)及び同県内の北上川のうち四十四田ダムの下流(支流を含む。ただし、石羽根ダムの上流、石淵ダムの上流、入畑ダムの上流、御所ダムの上流、外山ダムの上流、田瀬ダムの上流、綱取ダムの上流及び早池峰ダムの上流を除く。)
肉	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	シカの肉	全域
	クマの肉	全域
	ヤマドリの肉	全域
宮城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、村田町、川崎町、丸森町、大和町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、南三陸町
	タケノコ	白石市、栗原市、丸森町
	キノコ類(野生のものに限る。)	栗原市、大崎市
	くさてつ(ごみ)	気仙沼市、栗原市、大崎市、加美町
	こしあぶら	気仙沼市、登米市、栗原市、大崎市、七ヶ宿町、南三陸町
水産物	ヒガシフグ	宮城県石巻市金華山頂から正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、宮城県最大高潮時海岸線及び宮城県石巻市金華山頂から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域
	ヒラメ	
	クロダイ	
	スズキ	最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線及び宮城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	マダラ	
	(1尾の重量が1キログラム未満のものを除く。)	
	イワナ(養殖を除く。)	一迫川のうち花山ダムの上流(支流を含む。)、江合川のうち鳴子ダムの上流(支流を含む。)、大倉川のうち大倉ダムの上流(支流を含む。)、碁石川のうち金房ダムの上流(支流を含む。)、三迫川のうち栗駒ダムの上流(支流を含む。)、名取川のうち秋保大滝の上流(支流を含む。)、二迫川のうち荒浜沢ダムの上流(支流を含む。)及び松川(支流を含む。)ただし、鶴川及びその支流並びに澄川4号堰堤の上流を除く。)
肉	ヤマメ(養殖を除く。)	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)
	ウグイ	宮城県内の阿武隈川(支流を含む。ただし、七ヶ宿ダムの上流を除く。)、同県内の北上川(支流を含む。)及び同県内の北上川(支流を含む。)
	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域
山形県	クマの肉	全域
	出荷制限	
茨城県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	土浦市、ひたちなか市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、阿見町
	原木シタケ(施設栽培)	土浦市、鉾田市、茨城町
	タケノコ	石岡市、龍ヶ崎市、北茨城市、取手市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、利根町、東海村
	こしあぶら(野生のものに限る。)	日立市、常陸太田市、常陸大宮市
水産物	イシガレイ	
	コモリカスペ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	シロメバル	
	スズキ	
	ニベ	
	マダラ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、最大高潮時海岸線上茨城千葉両県界の正東の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	ヒラメ	最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、北緯36度38分の線及び茨城県最大高潮時海岸線で囲まれた海域
	アメリカナマズ(養殖を除く。)	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川並びに常陸利根川
肉	ギンブナ(養殖を除く。)	
	ウナギ	霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦並びにこれらの湖沼に流入する河川、常陸利根川並びに茨城県内の那珂川(支流を含む。)
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
その他	茶	土浦市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、筑西市、稻敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、つくばみらい市、小美玉市、大洗町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村
栃木県		出荷制限
野菜類	原木シタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町、那須町、那珂川町
	原木シタケ(施設栽培)	鹿沼市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、芳賀町、壬生町及び那須町
	原木クリタケ(露地栽培)	宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、塙谷町、高根沢町
	原木ナメコ(露地栽培)	佐野市、鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、壬生町、那須町、那珂川町
	キノコ類(野生のものに限る。)	鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須烏山市、益子町、塙谷町、那須町、那珂川町
	タケノコ	日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、那須町
	くさてつ(ごみ) (野生のものに限る。)	大田原市、那須塩原市、那須町
	こしあぶら(野生のものに限る。)	宇都宮市、鹿沼市、日光市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、茂木町、塙谷町、那須町
	さんしょう(野生のものに限る。)	宇都宮市、日光市、大田原市、那須塩原市
	ぜんまい(野生のものに限る。)	日光市、那須町
水産物	たらのめ(野生のものに限る。)	大田原市、矢板市、市貝町、那須町
	わらび(野生のものに限る。)	鹿沼市、大田原市
	クリ	大田原市、那須塩原市、那須町
肉	ウグイ(養殖を除く。)	武茂川(支流を含む。)及び栃木県内の那珂川のうち武茂川との合流点の上流(支流を含む。ただし、塩原ダムの上流及びその支流を除く。)
	イワナ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	栃木県内の渡良瀬川のうち日光市足尾町内の区間(支流を含む。)ただし、庚申川との合流点から下流の部分に限る。)及び永野川(支流を含む。)
その他	牛の肉*	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。
	イノシシの肉	全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるイノシシの肉を除く。)
	シカの肉	全域
その他	茶	鹿沼市、大田原市

\* 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及び畜舎への出荷を差し控えるよう要請

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等**  
 (平成24年11月14日 現在)

<b>群馬県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	沼田市、安中市、長野原町、東吾妻町、 <b>みなかみ町</b> 、嬬恋村、高山村
水産物	イワナ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)及び薄根川(支流を含む。)
	ヤマメ(養殖を除く。)	吾妻川のうち岩島橋から東京電力株式会社佐久発電所吾妻川取水施設までの区間(支流を含む。)、小中川(支流を含む。)及び桃ノ木川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
	クマの肉	全域
	<b>シカの肉</b>	<b>全域</b>
その他	茶	渋川市
<b>埼玉県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町
<b>千葉県</b>		出荷制限
野菜類	鳳木シイタケ(靈地栽培)	千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、 <b>富津市</b> 、印西市、白井市、山武市
	鳳木シイタケ(施設栽培)	<b>富津市</b> 、山武市
	タケノコ	木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町、芝山町
水産物	ギンブナ	手賀沼及び手賀沼に流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)
肉	イノシシの肉	全域
その他	茶	成田市
<b>新潟県</b>		出荷制限
肉	クマの肉	全域(佐渡市及び粟島浦村を除く。)
<b>山梨県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
<b>長野県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	佐久市、小海町、軽井沢町、御代田町、南牧村
<b>静岡県</b>		出荷制限
野菜類	キノコ類(野生のものに限る。)	御殿場市、小山町

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

\* [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績: 平成24年11月14日現在

福島県		出荷制限
米 (平成23年産)		<p>H23.11.17～: 福島市 (旧小国村の区域に限る。)  H23.11.29～: 伊達市 (旧小国村及び旧曾前町の区域に限る。)  H23.12.5～: 福島市 (旧高畠町の区域に限る。)  H23.12.8～: 二本松市 (旧猪沢川町の区域に限る。)  H23.12.19～: 伊達市 (旧松井村及び旧重成村の区域に限る。)  H24.1.4～: 伊達市 (旧木曾村の区域に限る。)</p>
穀類		<p>福島県広野町、猪苗町 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、川内村 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、田村市 (郡路町、船引町横瀬、船引町中山字小原及び字下鳥沢、常葉町堀田、常葉町山根並びに市内固有林福島森林管理署261林班の区域、252秋原、253弁選の一部、258林班から270林班まで、263林班から300林班まで及び301林班から303林班までの一部の区域のうち福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市 (福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル圏内の区域、福島第一原子力発電所から半径2.0キロメートル以上3.0キロメートル圏内の区域のうち原町区高崎字舟助常滑原町字舟助常滑原、原町区高崎字舟助常滑原町字舟助常滑原、原町区片寄字舟行塚及び原町区大原字舟行塚並びに市内固有林福島森林管理署261林班から270林班まで、2018年林班の一部、2089林班から21091林班まで及び131林班の区域を除く。)、福島市 (旧福島市 (諏利、小倉寺及び御前台を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧野田村、旧余目村、旧川崎村、旧松原町内、西及び新潟町 (内除く。)に限る。)、伊達市 (月館町月館 (蟹ノ下、松橋川原、向左及びノ森に限る。)及び月館町月館代田 (北川東、西及び新潟町 (内除く。)に限る。)、旧猪苗町 (豊山町山野川に限る。)、旧松井村、保原町町字沢 (明夫内、久保田、田仲内、西郷山、寺ノ町、河原田、東深町、西深町及び保原町字沢 (扶田、平、吉ノ内、前田、猪苗妻、砂子下及び保原川に限る。)に限る。)、日塩本村 (日塩川町大原、寺越、清水、清水村、松平、久保、猪苗、里ヶ谷、山ノ口、生木沢、並石及び上ノ台を除く。)、日塩下村、日小坂町、日塩沢村、日木曾村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村 (若代町) 及び旧木田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (白沢村) 及び日本木曾村 (日本木村及び旧鶴合村の区域に限る。)、栗折町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)及び国見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.4.5～  H24.7.26一部解除: ひ131林班の区域に限る。)、福島市 (旧福島市 (諏利、小倉寺及び御前台を除く。)、旧平田村、旧底塙村、旧野田村、旧余目村、旧川崎村、旧松原町内、西及び新潟町 (内除く。)に限る。)、伊達市 (月館町月館 (蟹ノ下、松橋川原、向左及びノ森に限る。)及び月館町月館代田 (北川東、西及び新潟町 (内除く。)に限る。)、旧猪苗町 (豊山町山野川に限る。)、旧松井村、保原町町字沢 (明夫内、久保田、田仲内、西郷山、寺ノ町、河原田、東深町、西深町及び保原町字沢 (扶田、平、吉ノ内、前田、猪苗妻、砂子下及び保原川に限る。)に限る。)、日塩本村 (日塩川町大原、寺越、清水、清水村、松平、久保、猪苗、里ヶ谷、山ノ口、生木沢、並石及び上ノ台を除く。)、日塩下村、日小坂町、日塩沢村、日木曾村、旧戸沢村、旧石井村、旧新殿村、旧木田村 (若代町) 及び旧木田村 (東和町) の区域に限る。)、本宮市 (旧白岩村、旧和木沢村 (白沢村) 及び日本木曾村 (日本木村及び旧鶴合村の区域に限る。)及び国見町 (旧木戸村及び旧小坂村の区域に限る。)) (県の定める出荷検査方針に基づき管理される米は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H24.10.25～  H24.10.29一部解除: 桑川市 (旧西郷村の区域に限る。)  H24.11.5～  H24.11.6一部解除: 大玉村 (旧玉井村の区域に限る。)  H24.11.7～  H24.11.8一部解除: 郡山市 (旧富久山町の区域に限る。)  H24.11.9～  H24.11.10一部解除: 福島市 (旧水原村の区域に限る。)</p>
イカナゴの稚魚		H23.4.20～H24.6.22解除: 全域
ヤマメ(稚魚を除く。)		<p>H23.6.6～: 秋元湖、猪原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)及び福島県内の阿武隈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)  H24.3.29～: 新田川 (支流を含む。)  H24.3.29～: 太田川 (支流を含む。)  H24.4.5～: 鹿川 (支流に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし難川を除く。)及び日塩川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)  H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.3.29～: 秋本湖、桂湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川 (鰐川との合流点から上流部分に限る。)</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし難川及びその支流を除く。)及び日塩川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.24～: 福島県内の只見川のうち鬼田ダムの上流 (支流を含む。ただし、只見ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～: 阿武隈川のうち信夫ダムの上流 (支流を含む。)</p>
水産物		<p>ウグイ</p> <p>H24.4.24～: 猪苗代湖、猪苗代湖に流入する河川 (支流を含む。ただし難川を除く。)及び日塩川のうち東京電力株式会社金川発電所より上流 (支流を含む。)</p> <p>H24.6.7～: 福島県内の久慈川 (支流を含む。)</p> <p>H23.6.17～: 真野川 (支流を含む。)  H23.6.27～: 阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.12～: 鹿川 (支流を含む。)</p> <p>H24.4.24～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、只見川のうち本名ダム上流 (支流を含む。)、長瀬川 (鰐川との合流地点から上流の部分に限る。)及び日塩川のうち東京電力株式会社金川発電所の下流 (支流を含む。ただし、東山ダムの上流を除く。)</p> <p>H24.5.31～H24.9.19解除: 鎌岩川 (支流を含む。)</p> <p>コイ(稚魚を除く。)</p> <p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)並びに長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)</p> <p>H24.6.10～: 阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。)</p> <p>フナ(稚魚を除く。)</p> <p>H24.4.27～: 秋元湖、小野川湖及び猪原湖並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む。)、阿賀川のうち大川ダムの下流 (支流を含む。ただし、東京電力株式会社金川発電所の上流及び片門ダムの上流を除く。)、長瀬川 (鰐川との合流点から上流の部分に限る。)並びに真野川 (支流を含む。)</p> <p>H24.5.10～: 福島県内の阿武隈川のうち信夫ダムの下流 (支流を含む。)</p>
アヒナメ アカガレイ アカシタラメ イカナゴ(稚魚を除く。) イシガレイ ウツメバル ウミタナゴ エイイソアシナメ ギンメバハル クロウシジンタ クロソイ クロダイ ケムシカジカ ヨモンカスベ サラマス サゴロウ シロメバル ストウダラ スズキ ニベ ヌカガレイ バハガレイ ヒカンフグ ヒラメ ホウボウ ホンガレイ マナゴ マジイ マコガレイ マコチ マダラ ムジガレイ ムライ マイタガレイ ビヌスガイ キラムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホンザメ ショウサイフグ		<p>アヒナメ アカガレイ アカシタラメ イカナゴ(稚魚を除く。) イシガレイ ウツメバル ウミタナゴ エイイソアシナメ ギンメバハル クロウシジンタ クロソイ クロダイ ケムシカジカ ヨモンカスベ サラマス サゴロウ シロメバル ストウダラ スズキ ニベ ヌカガレイ バハガレイ ヒカンフグ ヒラメ ホウボウ ホンガレイ マナゴ マジイ マコガレイ マコチ マダラ ムジガレイ ムライ マイタガレイ ビヌスガイ キラムラサキウニ ナガヅカ マツカワ ホンザメ ショウサイフグ</p> <p>H24.6.22～: (最大高潮時海岸線上宮城福島両県界の正東の線、我が国持続的経済水域の外縫線、最大高潮時海岸線上福島茨城両県界の正東の線及び福島県最大高潮時海岸線で囲まれた海城)</p>
牛の肉		<p>牛の肉</p> <p>H23.9.2～: 全域 (県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)</p> <p>H23.9.2～: 一部解除: H23.11.9～: 福島市、二本松市、郡路町、猪苗町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯舘村</p> <p>H23.11.25～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、川俣町、大玉村</p> <p>H23.12.2～: 郡路町、福島市、田村市、白河市、いわき市、磐石町、石川町、鶴来町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、福倉町、矢祭町、猪町、天栄村、玉川村、平成町、矢吹町、猪苗町、坂町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鉢川村</p> <p>H23.12.2～: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、桑折町、国見町、川俣町、三春町、小野町、磐石町、石川町、鶴来町、古殿町、矢吹町、猪苗町、坂町、大玉村、天栄村、玉川村、平成町、矢吹町、猪苗町、坂町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、東郷村、中島村、鉢川村</p> <p>H24.7.27～: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塙原村、湯川村、昭和村、猪苗崎村</p> <p>H24.11.13～: 全域</p>
肉		
クマの肉		
ヤマドリの肉		

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

## 原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

※ [REDACTED] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

栃木県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.21解除: 那須塩原市、塙谷町 H23.3.21～4.27解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.14解除: 全域	
キノコ類(野生のものに限る。)	H24.6.2～: 日光市、高岡市、那須塩原市、猿子町、那珂川町 H24.6.7～: 鹿沼市 H24.8.9～: 天栄市 H24.8.15～: 那須市 H24.8.20～: 大田原市 H24.10.5～: 那須塩原市 H24.10.12～: 那須烏山市 H24.4.5.1～: 那須塩原市、那珂川町 H24.4.10～: 那須塩原市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.4.11～: 大田原市、日光市、益子町 H24.4.12～: 足利市、鹿沼市、高岡市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、那珂川町 H24.4.13～: 桐木町、壬生町 H24.4.19～: 那須塩原市、矢板市 H24.4.25～: 天栄市 H24.5.12～: 那須塩原市 H24.5.29～: さくら市 H24.6.4～: 鹿沼市 H24.6.8～: 壬生町 H23.11.7～: 鹿沼市、矢板市 H23.11.8～: 大田原市、那須塩原市 H23.11.14～: 足利市、佐野市、高岡市、さくら市、那須烏山市、上三川町、茂木町、市貝町、芳賀町、高根沢町 H24.11.5～: 天栄市 H24.11.6～: 塙谷町 H24.11.8～: 壬生町 H24.11.14～: 那須塩原市、日光市 H24.11.19～: 那須塩原市 H24.10.18～: 那須町 H24.10.28～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.2～: 壬生町 H24.11.12～: 那珂川町 H24.4.1～: 大田原市、那須町 H24.4.2～: 那須塩原市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、那須塩原市、日光市 H24.5.2～: 那須塩原市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.5.7～: 那須塩原市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.5.7～: 天栄市、日光市、芳賀町、塙谷町、高根沢町、那須町 H24.5.7～: 大田原市、矢板市 H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.8.7～: 日光市、那須町 (野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.4.2～: 市貝町 H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 H24.9.14～: 那須塩原市、日光市 H24.5.1～: 大田原市、那須町、茂木町 (野生のものに限る。) H24.5.2～: 幸手市、那須烏山市 (野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 (野生のものに限る。) H24.5.7～: 天栄市 (野生のものに限る。) H24.5.14～: 天栄市 (野生のものに限る。) H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.8.7～: 日光市、那須町 (野生のものに限る。) H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.4.2～: 那須塩原市、那須町 H24.5.14～: 大田原市 H24.5.18～: 天栄市 H24.5.22～: 那須塩原市 (支度を含む。) H24.5.30～H24.5.28解除: 荒井川 (支度を含む。) H23.8.2～ 金城	
原木ナメコ(露地栽培)	H24.10.18～: 那須町 H24.10.28～: 佐野市 H24.11.2～: 鹿沼市 H24.11.2～: 壬生町 H24.11.12～: 那珂川町	
くさそてつ(ごこみ)(野生のものに限る。)	H24.4.1～: 大田原市、那須町 H24.4.2～: 那須塩原市	
こしあぶら(野生のものに限る。)	H24.4.2～: 大田原市、那須町、茂木町 (野生のものに限る。) H24.5.7～: 鹿沼市、日光市、矢板市、那須塩原市、塙谷町 (野生のものに限る。) H24.5.7～: 天栄市 (野生のものに限る。)	
さんしよう(野生のものに限る。)	H24.5.1～: 天栄市 (野生のものに限る。) H24.5.14～: 那須塩原市 H24.5.18～: 大田原市 H24.8.7～: 日光市、那須町 (野生のものに限る。)	
ぜんまい(野生のものに限る。)	H24.4.27～: 大田原市、矢板市 H24.4.2～: 那須町	
たらのめ(野生のものに限る。)	H24.4.1～: 那須町 H24.4.2～: 市貝町	
わらび(野生のものに限る。)	H24.6.17～: 大田原市、鹿沼市 H24.9.14～: 那須塩原市、那須町 クリ	
水産物	H24.5.1～: 大田原市 H24.5.10～: 那須塩原市 (内陸の那須塩原川のうち日光市尾瀬内での区域 (支度を含む。)、ただし、鹿沼川との合流点から下流の部分に限る。) H24.6.1～: 各所 (区域を含む。) H24.6.20～: 那須塩原市 (内陸の那須塩原川のうち日光市那須町内の区域 (支度を含む。)) H24.6.7～: 鹿沼川 (支度を含む。)、及び那須川のうち鹿沼川との那須川のうち鹿沼川との合流点の上流 (支度を含む。)、ただし、堤防ダムの上流及びその支流を除く。) H24.5.7～H24.5.28解除: 大田原市 (支度を含む。)、ただし、荒井川及びその支流を除く。) H24.5.30～H24.5.28解除: 荒井川 (支度を含む。)	
牛の肉	H23.8.2～ 金城	
肉 イノシシの肉	H23.1.2.2～ 金城 (23.12.5～前解説、(3)の定める出荷・検査方針に基づき審査されるイノシシの肉を除く。)	
肉 シカの肉	H23.1.2.2～ 金城	
その他 茶	H23.8.2～: 鹿沼市、大田原市 H23.7.8～H24.6.1解除: 桐木市	
群馬県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
カキナ	H23.3.21～4.8解除: 全域	
農作物	H24.9.25～: 芦田市、東吾妻町、那珂村 H24.10.10～: 高山村 H24.10.19～: 爰存町 H24.11.1～: 那珂川町 H24.11.13～: みなかみ町	
水産物	H24.4.27～: 那須川のうち那須塩原から東京電力㈱株式会社外興産所那須川取水施設までの区域 (支度を含む。)、小中川 (支度を含む。)、及び紙ノ木川 (支度を含む。) H24.4.27～H24.11.8解除: 鹿沼川 (支度を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～: 那須川のうち岩島橋から東京電力㈱株式会社外興産所那須川取水施設までの区域 (支度を含む。)及び那須川 (支度を含む。)	
イワナ(養殖を除く。)	H24.6.8～H24.11.8解除: 岩島川 (支度を含む。)	
イノシシの肉	H24.6.10.10～: 金城	
肉 グマの肉	H24.6.10.10～: 金城	
肉 シカの肉	H24.6.11.14～: 金城	
その他 茶	H23.8.30～: 浪川市 H23.8.30～H24.5.28解除: 桐生市	
埼玉県		出荷制限
農産物	H24.10.18～: 倭郷町、皆野町 H24.10.29～: 上野がわ町 H24.11.5～: 鹿沼町	
千葉県		出荷制限
ホウレンソウ	H23.4.4～4.22解除: 旭市、香取市、多古町	
シシウギ、チシグササイ、サンチュ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
ハセリ	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
セリリー	H23.4.4～4.22解除: 旭市	
タケノコ	H24.4.4.5～: 市原市、木更津市 H24.4.6～: 美浦村、栄町 H24.4.11～: 稲毛市、白井市、八千代市 H24.4.12～: 鹿嶋市 H24.4.13～: 朝霞市 H24.5.1～: 南房総市、夷隅郡 H23.11.18～: 鳥取子町、夷隅郡 H23.12.22～: 佐倉市 H24.2.23～: 印西市 H24.4.10～: 白井市 H24.4.18～: 千葉市、八千代市 H24.5.18～: 山武市 H24.6.11.4～: 宝満市 H24.6.18～: 鹿嶋市	
原木シタケ(露地栽培)	H24.6.11.4～: 鹿嶋市	
原木シタケ(施設栽培)	H24.6.11.4～: 鹿嶋市	
水産物	H24.7.19～: 手賀沼及び手賀沼に流入する河川 (支度を含む。)、手賀川 (支度を含む。)	
肉 イノシシの肉	H24.11.5～: 金城	
その他 茶	H23.6.2～: 成田市 H23.6.2～H24.1.9解除: 大網白里町 H23.7.4～H24.5.21解除: 鹿沼市 H23.8.2～H24.5.25解除: 八街市 H23.8.2～H24.3.28解除: 野田市、富里市、山武市	
神奈川県		出荷制限
その他 茶	H23.6.2～8.29解除: 南足柄市 H23.8.23～9.12解除: 松田町、山北町 H23.8.2～10.14解除: 愛川町、清川村 H23.8.23～10.26解除: 相模原市 H23.8.27～10.26解除: 中田町 H23.8.2～11.11解除: 小田原市 H23.8.2～11.11解除: 真鶴町 H23.8.2～H24.10.19解除: 湘南国際	
新潟県		出荷制限
肉 クマの肉	H24.11.5～: 金城 (佐渡市及び鍋島村を除く。)	
山梨県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.10.28～: 富士吉田市、富士河口湖町、鳴沢村
長野県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.9.30～: 長井沢町、御代田町 H24.10.1～: 小鹿野町、青木村 H24.10.1～: 佐久町
静岡県		出荷制限
農産物	キノコ類(野生のものに限る。)	H24.11.5～: 御殿場市、小山町

※ [ ] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績:平成24年11月14日現在

福島県		摂取制限
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～5.4解除: 白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.11解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～6.1解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～6.23解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村
		H23.3.23～11.4解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
結球性葉菜類(キャベツ等)		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
		H23.3.23～4.27解除: 会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村
		H23.3.23～5.4解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.11解除: 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村
		H23.3.23～5.25解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.3.23～下記の地域以外</b>
野菜		H23.3.23～4.27解除: 白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村)
		H23.3.23～5.4解除: いわき市
		H23.3.23～5.11解除: 郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村
		H23.3.23～5.18解除: 会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
		H23.3.23～6.15解除: 新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)及び大玉村
		H23.3.23～10.28解除: 広野町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)
		<b>H23.4.13～：飯館村</b>
キノコ類(野生のものに限る。)		<b>H23.9.6～：棚倉町(※菌根菌に属する野生キノコに限る)</b>
		<b>H23.9.15～：いわき市、棚倉町</b>
		<b>H23.9.20～：南相馬市</b>
水産物		H23.4.20～ 全域 H24.6.22解除:
		<b>H24.3.29～：新田川(支流を含む。)</b>
肉		<b>H23.11.9～：相馬市、南相馬市、広野町、横葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、川内村、葛尾村、飯館村</b>
		<b>H23.11.25～：福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村</b>

※ [ ] の箇所は摂取制限の対象